

## 第2回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 日 時 平成28年7月19日(火) 18時00分～19時30分

2 会 場 秋田市庁舎3-D会議室

### 3 出席者

(審査会) 柴 田 一 宏 会長  
天 野 博 子 委員  
上 田 晴 彦 〃  
櫻 庭 清 〃  
中 澤 俊 輔 〃  
藤 盛 節 子 〃  
古 谷 薫 〃

(実施機関) 佐 藤 徳 次 番号制度推進室長  
船 木 貴 博 〃 副参事  
戸 嶋 聖 樹 〃 主任  
井 筒 涉 環境都市推進課長  
佐々木 恒 英 〃 主席主査  
工 藤 一 広 〃 主任

(事務局) 越後谷 優 文書法制課長  
畑 山 淑 子 〃 課長補佐  
熊 谷 みゆき 〃 副参事  
小 林 真 〃 主席主査  
鎌 田 恵 司 〃 主査

### 4 議事の概要

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 議事

ア 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

イ 秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例(仮称)の  
設定等について

(3) その他

事務局  
(小林) 開会に先立ち、本日の資料を確認させていただく。次第、資料1、資料2、資料3および「情報公開・個人情報保護事務の手引」を配布している。

ただいまから「第2回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。

議事に入る前に、事務局から報告がある。

事務局  
(課長) 中澤委員と藤盛委員が、7月13日付けで再任となり、先ほど委嘱状をお渡ししたのでご報告する。

佐藤委員は、今回限りで退任となったので、当面は7名での審議をお願いしたい。

事務局  
(小林) それでは、議事に入る。

初めに定足数の確認だが、本日は、委員7名が全員出席しているので、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、審査会が成立していることを報告させていただく。

以降の進行は会長にお願いする。

柴田会長 それでは、次第に従って進めて参る。次第の2会議録の署名委員の指名であるが、名簿に従い、今回は上田委員にお願いする。

上田委員 (了承)

柴田会長 それでは議事に入る。

本日の議題は、「(1)秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」と「(2)秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例(仮称)の設定等について」ということだが、初めに審議の進め方について事務局から説明願う。

事務局  
(鎌田) 本日の審議案件2件は、それぞれ条例の改正又は新設に係るものだが、どちらも個人情報の取扱いに深く関連する内容であることから、審査会条例第2条第2項に規定する「個人情報保護制度の運営に関する重要な事項」に当たるものと考え、審査会のご意見を伺うものである。

審議の進め方は、初めに担当課から条例案の概要等について説明し、質疑応答の後に、審査会としてご意見を伺いたい。

途中で、担当課の入れ替えがあるので、よろしく願います。

柴田会長

皆さんよろしいか。それでは、担当課から説明願う。

番号制度推進室  
(室長)

本日審議いただく「秋田市個人番号の利用に関する条例の一部改正」について、具体的な条例案は、当審査会でのご意見等を元に精査し、庁内の法令審査委員会を経て議会へ提出することになるので、本日は、条例改正案の概要について説明する。

初めにマイナンバー制度に関する動画をご覧いただきたい。

(動画視聴)

それでは、説明に入る。

初めに、条例改正の趣旨・背景であるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、定められた事務以外に個人番号を使う場合や、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報を庁内の部局間で情報連携して利用する場合は、条例を定めなければならないこととなっている。

資料1の別紙「番号利用法第9条第2項に基づく条例について」をご覧いただきたい。

自治体独自のマイナンバー利用の根拠は、番号利用法第9条第2項にあり、その中で社会保障、税、災害対策の3分野の事務のうち条例で定めたものについて、マイナンバーを利用できることとなっている。

条例で定める内容には2種類あり、一つ目は独自利用である。

マイナンバーを利用することができる事務は、そのままでは番号利用法に定められたものに限られるが、秋田市が独自に行う事務において、マイナンバーを利用する事務と通常一体として処理するなど、密接に関わるものがある。このようにマイナンバーを利用することで、事務処理の効率性や手続の利便性が向上すると判断される事務について、独自利用事務として条例で定めることを番号利用法は可能にしている。

図の例で説明すると、①日本人に対する生活保護は生活保護法を根拠としており、番号利用法によりマイナンバーを使うことができる一方で、②外国人に対する生活保護事務は厚生労働省の通知に基づく事務であり、マイナンバーを使うことができない。事務の内容が同じであるにもかかわらず、対象者が異なるだけで一体的な事務処理ができないという不都合が生じるため、そのような事務について条例で定めることでマイナンバーを利用できるようにするというのが、独自利用である。当市では、この外国人に対する生活保護を

含め4事務について、昨年の11月議会において条例を定めた。

条例で定める内容の二つ目は、秋田市内部での情報連携である。

番号利用法においては、法で定められた事務を処理するために必要な特定個人情報を、他市町村等から入手することができ、その具体的な事務と情報の内容については、番号利用法別表第2に規定されている。資料裏面の下段に法別表第2の一部を載せているが、この場合、市町村長は地方税の賦課徴収事務の際に、医療保険者からは医療保険給付関係情報を、都道府県知事からは障害者関係情報を入手することができるといったように、各行政機関で持っている情報をオンラインで入手することができる。これにより、これまで申請者が他市町村等から書類を入手して秋田市に提出していたものについて、その書類の提出を省略することができる。

秋田市においても庁内の部局間で情報をやり取りすることで添付書類の削減を図っているが、番号利用法においては、庁内の部局間で特定個人情報をやり取りする場合や、個人番号を利用する事務同士で個人情報をやり取りする場合も、個人番号の利用に当たるため、条例で定める必要がある。下の図でいうと、生活保護担当課から税務担当課に生活保護関係情報を受け渡すことを、条例で定める必要があるということになる。庁内連携についても、7事務について昨年の11月議会において条例を定めた。

次に、改正案の主な内容であるが、次の内容の市長部局内での情報連携を定めるものとなっている。

1の生活保護事務は、地方税、障がい福祉、後期高齢医療、介護保険に関する情報と情報連携できることを定めている。生活保護については、資産の状況や、保険料の額が支給の可否の判断に必要なほか、障がいの程度により支給額が変更となるため必要な情報である。

2の国民健康保険事務は、生活保護、外国人に対する生活保護、後期高齢者医療、介護保険、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報と情報連携できることを定めている。国民健康保険は、生活保護を受給していないことや他の健康保険に加入していないことが加入の条件となるため必要な情報である。

3の後期高齢者医療事務については、障がい福祉に関する情報を情報連携できることを定めている。後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上が加入の要件となっているが、65歳以上でも一定の障害がある場合加入できるため必要な情報である。

4の外国人の生活保護事務は、地方税、障がい福祉、後期高齢者医療、介護保険に関する情報と情報連携できることを定めており、

これは1と同様である。

施行期日は、平成28年10月1日からとするものである。

なお、パブリックコメントを6月10日から7月8日まで実施した結果、意見はなかった。説明は以上である。

柴田会長

ただ今の説明に対して、質問等があったら願います。

上田委員

番号利用法に規定のない事務は、条例で定めると利用できるということだが、番号利用法では、条例に定めてはいけない事務があるなどの制限はあるのか。条例に定めてしまえば、どのような事務でも利用できてしまうこととなるのか。

番号制度推進室  
(室長)

社会保障、税、災害対策に関連する事務の範囲に限られている。

柴田会長

今後、その範囲が拡大する予定はあるか。

番号制度推進室  
(室長)

金融機関の関係であれば、預金口座にマイナンバーを付する予定があると聞いている。これは条例ではなく、法律で定められることとなる。

藤盛委員

今回の条例改正案は、主に社会保障の分野の関連であるが、税や災害対策の分野は、今後条例に追加していく意向であるのか。

番号制度推進室  
(室長)

税や災害対策の分野は、既に番号利用法の規定で対応できるものが多い。一方で、社会保障の分野は条例で独自利用事務および情報連携できるようにすることが多い。

番号制度推進室  
(船木)

社会保障の分野では、福祉給付などの金額算定のため、税の情報を利用することが多く、福祉部門と税部門とで情報連携をすることが多い状況である。

中澤委員

他自治体の条例制定の状況はどうか。

番号制度推進室  
(室長)

自治体によって取組みの状況は異なる。今回の改正案のような内容を条例化している自治体も見受けられるが、全ての自治体の状況を把握はしていない。

櫻庭委員	<p>同じ家屋に住んでいて、住民登録上の世帯分離をしている世帯についてだが、実際は世帯が分かれていないにもかかわらず、税金の関係などで世帯分離している世帯を、マイナンバーを使うと容易に検索できるということか。</p>
番号制度推進室 (船木)	<p>マイナンバー制度は、その対象が世帯単位ではなく、あくまで個人単位であることから、各世帯の実態を把握することまでは困難であると思われる。</p>
柴田会長	<p>他に質問はないか。なければ、この案件についての審議はこれで終了する。</p> <p>今回は新たに情報連携をする旨の条例改正ということだが、審査会としては特に意見はないということで市長へ報告する。</p>
柴田会長	<p>それでは、続いて次第3議事(2)の案件について審議したい。担当課から説明願う。</p>
環境都市推進課 (課長)	<p>それでは、秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例(仮称)の設定等について説明する。</p> <p>当条例骨子案については、7月1日から8月1日までの期間、パブリックコメントを実施しているが、7月15日現在寄せられた意見はない。</p> <p>なお、実際の条例案については、審査会でのご意見等を元に精査し、市内の法令審査委員会を経て、議会へ提出することとなることから、本日は、条例案の骨子について説明するものである。</p> <p>まず、本条例設定の背景等であるが、これは、いわゆる「ごみ屋敷」対策である。ごみ屋敷については、その適切に管理されていない家屋や敷地が、衛生面あるいは防災面等の市民の生活環境に悪影響を及ぼすことが問題となっている。</p> <p>本市においても、全国報道にあるような深刻な状況ではないものの、対応が必要と思われる事例が数件見受けられることから、その管理不良状態を予防し、解消するための仕組みを整備することが必要となっている。</p> <p>いわゆる「ごみ屋敷」対策については、単にごみの片付けという視点のみではなく、居住者自らが、管理不良状態を解消することができるよう、居住者との信頼関係づくりを念頭に置いて、早い時点から居住者と寄り添いながら取り組んでいく必要があると考えているが、対応に当たる所管部門が、環境だけでなく福祉、保健、消防</p>

等と多岐にわたることから、総合的かつ横断的に事案解消を進めるためには、関連部門間で情報を共有していく必要があるものである。

骨子案の内容について、担当から説明させる。

それでは資料2をご覧ください。

本条例は、住宅等の管理不良状態を予防し、解消するための措置等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、市民の健康で安全な生活の確保を図ることを目的とするものである。

次に、指導の対象であるが、現に居住の用に供されている建築物およびその敷地に、ごみ等が堆積し、又は散乱するなどして、「悪臭」、「害虫やねずみ」、「堆積物の崩落のおそれ」、「火災のおそれ」などにより、当該住宅等又はその周辺的生活環境が著しく損なわれている状態を指導の対象とし、このような状態を「管理不良状態」と言う。なお、空き家や道路など、他の法令が適用されるものはこの対策の対象外となる。

次に、立入調査であるが、市長は、住宅等が管理不良状態にあり、又はそのおそれがあると認めるときは、職員に立ち入らせ、必要な調査又は質問をさせることができるものとするとともに、この条例の施行のために必要な調査を行うことができることとする。

次に、公表である。市長は、措置命令に基づく措置を期限までに講じないときは、その内容を公表することができるものとし、その場合、公表の前に、措置を命ぜられた者に対して市に意見を述べる機会を与えることとする。

次に、必要な支援である。市長は、住宅等が管理不良状態にあると認めるときは、その所有者等が自らその状態を解消することができるよう、情報の提供、助言等の必要な支援を行うことができ、また、管理不良状態にある住宅等により生活環境を著しく損なわれている地域住民に対しても、必要な支援を行うことができるものとする。

次に、対策の流れを説明する。別紙「事案解消のための対策全体のイメージ図」をご覧ください。

まず、相談や苦情があった場合に、その住居等の実態調査を行い、調査で状況をくわしく把握した後、本人の理解を得ながら、管理不良状態を解消するためのさまざまな支援を始めていく。

条例に規定する予定である、居住者や周辺住民に対する支援を行うほか、悪化の予防や再発の防止、その他生活環境の保全を図るた

めの庁内連携組織を立ち上げ、個別具体的な事案に応じて、関係各課が連携して、迅速かつ適切に対応していくこととしている。

なお、この「庁内連携組織」の設置等に関しては、要綱等の内規で定める予定である。

庁内が連携して必要な支援を進め、基本的には、この段階で事案が解消することを目指すものだが、事案によっては、図で示したように「指導」から「代執行」までの流れで、段階的に対応せざるを得ない場合も想定されることから、条例にその項目を用意することとしている。

次に資料3をご覧ください。

個人情報の収集、利用および提供の内容や範囲等を説明する。

相談・苦情の受付では、匿名希望を除き、相談者の氏名、住所、電話番号等を聞き取りするほか、対象者の氏名、住所、年齢、世帯員等をわかる範囲で聞き取りし、住民記録により確認する。

なお、庁内の関係課所室の訪問活動などにより対象事案が把握された場合は、当該課所室から、福祉サービスの利用状況等についての情報提供を受けることとなる。

次に実態調査では、対象者本人に面談し、信頼関係を築きながら、自宅、借家等の住居環境、病歴、福祉サービスの利用状況などを、対象者本人から、可能な範囲で聞き取りし、心身の状態のほか経緯や原因についての手がかりを得るよう努める。

次に、必要な支援である。

実態調査までで得られた情報、対象者の氏名、住所、年齢、世帯員、住居環境、病歴、福祉サービスの利用状況等については、相談台帳（指導記録）として整備し、関係課所室で共有することとなる。

実際の支援は、単にごみの片付けという視点のみではなく、本人の理解のもと、それぞれの業務所管課所室のほか、地域包括支援センター、町内会等の協力も得ながら対応する場合が想定されることから、外部の協力団体等への氏名、住所等の情報提供を想定している。

最後に公表である。

行政処分である措置命令を行った場合で、措置を期限までに講じないときは、命令に従わない者の住所および氏名、法人にあっては、法人の所在地および法人名、命令の対象である住宅等の所在地、命令の内容について、公表するものである。

説明は以上である。



事務局 (熊谷)	<p>事務局から補足説明させていただく。</p> <p>管理不良状態にある住宅についての情報は、近隣住民などから、相談や苦情という形で、市に提供されることが一般的であると考え</p> <p>る。</p> <p>その相談や苦情の内容には、資料にあるとおり、その世帯に住んでいる人の氏名や家族構成などの個人情報が含まれることが想定されるが、個人情報保護条例第5条第2項では、本人以外からの個人情報の収集は禁止されており、この収集禁止の例外として認められるのが、第5条第2項第1号から第7号までである。第7号の「審査会の意見を聴いた上で、公益上必要と認められる」事例については、手引の83ページの表2に具体的な事例が記載されており、この表の3項に相談、陳情、要望、苦情等に含まれる情報の中に、個人情報が含まれる場合という類型がある。本件はこの類型に該当するものと考えるが、当時の個人情報保護審査会から、「類型に該当するか否かの判断に当たっては、安易に類推解釈をすることのないように」とのご意見があったことから、確認的にお諮りする。</p>
柴田会長	<p>ただ今の説明に対して、質問等があったら願います。</p>
天野委員	<p>代執行とあるが、ごみ撤去費用を市が立て替えるということも支援の中に入るのか。</p>
環境都市推進課 (課長)	<p>基本的に、居住者が撤去費用を負担することになる。</p>
環境都市推進課 (佐々木)	<p>補足する。市による撤去はあくまで代執行である。支援の中で本人が片付けるのが基本であり、それが無理な場合、地域包括支援センターとの連携や町内会の方がボランティアとして手伝うということは考えられる。なお、本人が財産権を主張する場合、財産権侵害となってしまうため、代執行となるものである。</p>
天野委員	<p>報道によると、本人が片付け不可能なケースも全国的に多いと聞くが、それを見据えて代執行を想定しているのか。</p>
環境都市推進課 (佐々木)	<p>他都市の先行事例では、市と当事者が信頼関係を築くことで解決したケースも多いことから、まずは、本人に話を聞き、寄り添いながら支援していくことで多くの案件は解決できると考えている。</p>

中澤委員	指導の対象として、悪臭等を要件に挙げているが、美観を損なうなど、いずれの要件にも該当しないが周囲が迷惑している等の場合も対象となり得るのか。
環境都市推進課 (佐々木)	あくまで例示であり、骨子案でも「などにより」としている。周辺住民等にどのような影響があるかにより判断することになる。
藤盛委員	資料3の収集される個人情報について、住民記録等で確認するとあるが、病歴や福祉情報なども本人から収集せずとも実施機関内で収集可能ではないか。
環境都市推進課 (佐々木)	介護保険や生活保護については、担当課所室が所有する情報もあるが、市と本人との信頼関係による問題解決を図るために、不信感を抱かれないためにも、まずは、本人からの情報を元にする。本人との信頼関係が構築できたら、本人からの情報を元に詳しい状況を確認するために各課所室に確認することもあり得る。
藤盛委員	実態調査後の「必要な支援」の中で、関連課所室からの情報提供も入ってくると思うが、条例上でも規定しておくことが必要ではないか。
環境都市推進課 (課長)	庁内連携による支援の中で各課所室から情報を収集することはあり得る。庁内連携に関しては、その組織を内規である要綱で定めることとしており、情報の取扱も要綱で規定していきたい。
藤盛委員	後から苦情にならないように、ぜひ、そうしていただきたい。
柴田会長	事務局に確認するが、市個人情報保護条例の第6条で規定する、利用および提供の制限には抵触しないか。
事務局 (熊谷)	今回の庁内連携における利用については、条例案における目的に沿った支援のための利用であることから、利用目的内と考える。
柴田会長	措置命令に従わなかった場合の「公表」はどうか。
事務局 (熊谷)	条例の目的である「必要な支援」から離れ、制裁的な意味合いが強いと考えられることから、事務局としては目的内であるかは疑問である。

柴田会長	担当課としてはどう考えているか。
環境都市推進課 (課長)	条例制定に当たって調べたが、全国で約10自治体が条例化しており、本市が参考にした足立区など、代執行などの行政処分を規定する都市では、公表を規定している。
事務局 (課長)	本市で既に設定している他の条例でも、代執行の前に公表が置かれており、公益性を考えれば現状でも同じような流れとなっている。
古谷委員	今回の条例制定まで、苦情や相談にどう対応していたのか。
環境都市推進課 (佐々木)	現状では、市道上からの除去や悪臭対策などは各担当課所室で指導等も可能だが、住宅内は財産権などもあり解決までが難しく、時間もかかっている。条例制定により、最終的に強制手段として代執行による解決が可能となる。また、必要な支援もこれまで各課で個別対応していたが、窓口を一本化した上で、庁内で横断的に対応することができるようになる。
櫻庭委員	火災の恐れなど緊急時には即対応するとしているが、緊急性がない場合であっても、信頼構築も必要だと思うが、時間制約を設けなければ、相談者も困るのではないか。
環境都市推進課 (課長)	条例では何日以内とまでは規定しないが、実ケースに対応しながら、いたずらに時間をかけないよう配慮する。
櫻庭委員	意見だが、独居などの高齢者では認知機能が低下しているケースもあり、その対策も必要ではないか。認知症の方は、人と話を合わせたり、反発したりなどの特徴があり、医学的見地から見ても、経験者でないと対応が困難である。規制は難しいと思うが、認知症は社会問題でもあり、火災などの危険もあることから、早めの対応が必要と考える。
環境都市推進課 (課長)	他都市でも認知症者の事例があったと聞く。庁内の保健師や地域包括支援センターやケースワーカーなどと協力しながら、本人に合った解決策を模索していきたい。
櫻庭委員	そうであれば、庁内外との連携をある程度積極的に進める必要が

ある。それが大事な部分と考える。

環境都市推進課  
(課長)

本市でもそうしたケースが想定されることから、十分配慮し、要綱でも規定して進めていきたい。

柴田会長

冒頭で事務局から説明があった、条例第5条第2項第7号「本人以外からの収集禁止の例外の類型」の「3 相談、陳情、要望、苦情、意見その他の本人の自由な意思により提供される情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合」の範囲内に今回の案件が含まれるということによいと思うが、意見を付すことが必要かどうか、事務局いかがか。ちなみに、審査会で先の類型を審議した際に付した意見はどうであったか。

事務局  
(熊谷)

「(前略) 類型に該当するかの判断に当たっては、安易に類推解釈をすることなく、類型に該当するか否かにつき判断が付きがたい事例や、慎重な取扱いを要すると考えられる事例については、あらかじめ秋田市個人情報保護審査会に諮るようにするとともに(以下略)」というものであった。今回は当てはまるという審議結果でよいと思う。

事務局  
(課長)

意見を付すという前提で、今回委員からご意見いただいた内容を考えると、条例の運用に当たって、一人ひとりの状況にあった的確な対応のため、適切な庁内の連携も含めた制度構築を行うというものであったと事務局としては捉えている。

柴田会長

加えて、情報提供に当たっても、同様に行っていただきたいという意見もあった。こういった意見をいただいたということで、類型に含まれるという結論の上で、審査会の意見を付したいと考える。それでは、この案件の審議はこれで終わる。

柴田会長

その他、委員又は事務局から何かあるか。

事務局  
(畑山)

1件報告がある。去る7月12日に市の記念日式典があり、当審査会委員の藤盛節子委員と櫻庭清委員が行政管理部門で、古谷薫委員が市民生活部門で表彰されたので、紹介する。

柴田会長

他になければ、以上で第2回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を閉じる。